

附則

この告示は、昭和四十九年三月八日から施行する。

○蒲郡市幸田町衛生組合監査委員公印規程

（昭和四十九年三月八日）
（監委告示第一号）

（趣旨）

第一条 この告示は、蒲郡市幸田町衛生組合監査委員（以下「監査委員」という。）の公印について必要な事項を定めるものとする。

（規格）

第二条 公印は、朱肉とし、名称、寸法、書体等は別表のとおりとする。

（保管）

第三条 公印は、監査委員が指示する事務職員が保管する。

（使用）

第四条 公印を使用しようとするときは、原議を保管者に提示し、承認を得なければならない。

（作成及び改廃）

第五条 公印の作成、改刻又は廃棄は、代表監査委員の決裁をうけなければならない。

別表

公 印 名	形 式	書 体	寸 法	用 途
蒲郡市幸田町衛生 組合監査委員之印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 蒲 郡 市 幸 田 町 衛 生 組 合 監 査 委 員 之 印 </div>	てん書	方18ミリ	一般公文書
蒲郡市幸田町衛生 組合代表監査委員 之印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 蒲 郡 市 幸 田 町 衛 生 組 合 代 表 監 査 委 員 之 印 </div>	てん書	方18ミリ	一般公文書

第二編 議会・監査
(蒲郡市幸田町衛生組合監査委員公印規程)